

一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法による)

(目的) 小児化が急速に進行し、わが国の経済社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。小児化の背景には、仕事と子育ての両立が困難な職場環境が指摘されています。このような状況を踏まえ、次世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境を整えるためには、行政だけでなく企業も一体となって対策を進める必要があるという考えから、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、平成17年4月に施行されました。

カネマサ流通グループは、仕事と子育ての両立を図るための必要な雇用環境の整備を進めるために以下の行動計画を策定し、実行していきます。

(期間) 平成23年4月1日～平成27年3月31日

(内容) 1.雇用環境の整備に関する事項

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

子供を育てる労働者が利用できる次の措置

- ①3歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除
- ②始業・終業時刻の繰上げ・繰り下げの制度

⇒育児休業規程を設けています。

- ③育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

⇒新卒入社前研修において説明しています。

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- ④所定外労働の削減のための措置の実施

⇒本人の健康管理のため、労働時間管理について総務課より注意喚起しています。

2.次世代育成支援対策に関する事項

- ⑤若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇い入れ又は職業訓練の推進

⇒障害者雇用についてトライアル雇用を導入しています。

以上